

Life
DesignMoney
PlanCareer
Plan

男性の暮らし方・意識の変革専門調査会

ライフプランニング・キャリアプランニングの視点から見た、
男性が能動的に家事・育児に参加する社会を作るにあたっての
課題と解決策の方向性について

生活経済ジャーナリスト
ファイナンシャル・プランナー／キャリア・コンサルタント
和泉 昭子

横浜国立大学教育学部英語科卒業後、福武書店（現：ベネッセコーポレーション）、日本短波放送（現：ラジオNIKKEI）アナウンサーを経て、フリーのキャスターに転身。1995年CFP®取得後、マネー・キャリア・コミュニケーションに関する情報を発信。日経新聞、朝日新聞など新聞各紙、「日経ウーマン」などの雑誌でマネー記事を監修するほか、NHK「日曜討論」、テレビ朝日「ニュースなぜ太郎」「モーニングバード」などテレビ出演多数。08年早稲田大学大学院ファイナンス研究科修了。株式会社プラチナ・コンシェルジュ 取締役会長

公職：日本年金機構「運営評議会」委員、厚生労働省「提言型政策仕分けチーム」メンバー、金融庁「金融税制研究会」委員等

男性の家事・育児参加が進まない主な理由

【社会通念・意識上の課題】

- ・男性が家族を養い、女性が家庭を守るという強固な社会的固定観念
（男性のみならず、親世代・妻自身）
- ・夫の価値を「経済力」、妻の価値を「家事の卓越さ」ではかる社会的傾向
- ・育休取得や時短勤務によるキャリア上の機会損失懸念 等

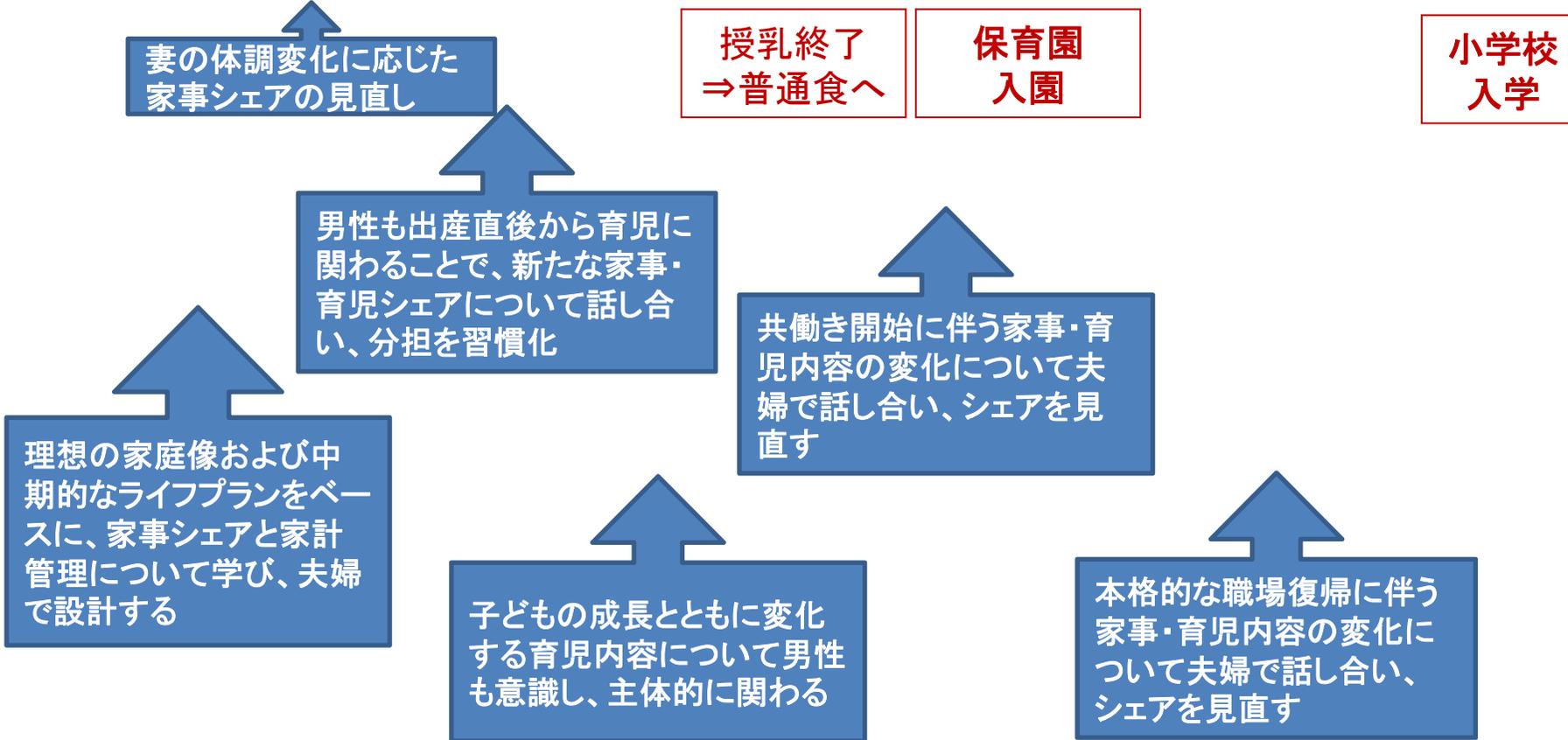
【物理的・経済的課題】

- ・30～40代の長時間勤務および責任の重大性
- ・男女の賃金格差
- ・男性の家事・育児に対するスキル不足 等

男性の家事・育児参加を促進するためのご提案

	国・自治体	企業	コミュニティ・個人
短期	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届とともに、家庭マネジメントの冊子を配布、夫婦学級の開催 ・育児休業制度の出産直後取得に対する奨励 ・男性の育休取得に対し、給付金の率および上限の優遇 ・子どもの定期健診に合わせた産後のパパ学級の義務化（パパと新生児がともに参加） ・家事軽減（または男性の家事参加促進）商品開発企業への優遇 	<ul style="list-style-type: none"> ・妻の出産前後の男性の異動・仕事に対する配慮 ・水曜日のノー残業デーを活用し、「保育園パパお迎えデー」 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションシートを活用した理想の家庭マネジメントプランの作成・実行 ・NPO等によるパパ活の促進
中長期	<ul style="list-style-type: none"> ・高校での家庭マネジメント教育の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・「働き方改革」との連動による、有能なビジネスパーソン像の変容・啓もう 	<ul style="list-style-type: none"> ・親世代への啓もう

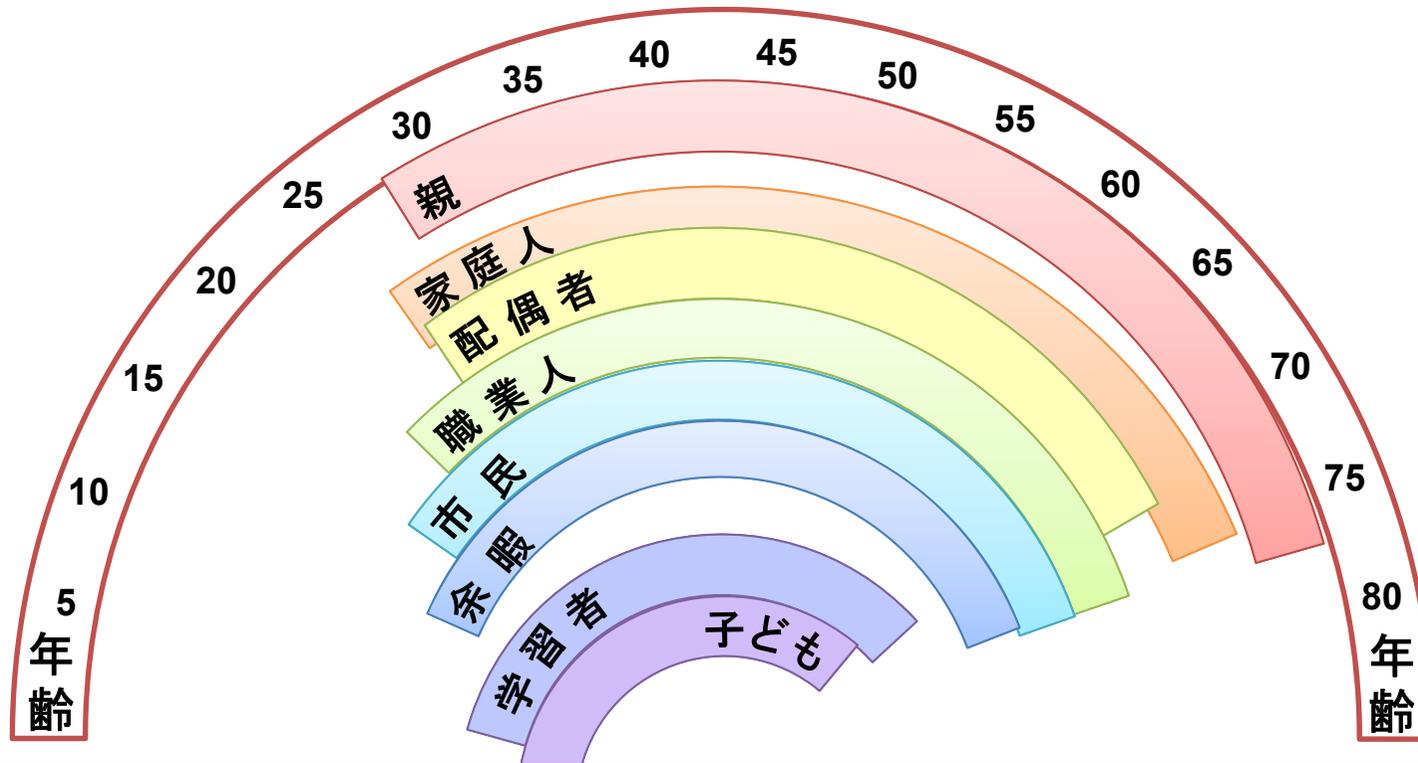
ライフイベントに紐づけた家事シェアの啓蒙



意識改革

例：意識改革～多面的な役割が人生を豊かにする

<ライフ・キャリア・レインボー>



人には、①子ども ②学習者 ③職業人 ④配偶者 ⑤家庭人
⑥親 ⑦余暇を楽しむ人 ⑧市民 という8つの役割がある

(D.E.SUPER)

例：出産直後の男性の育休取得促進

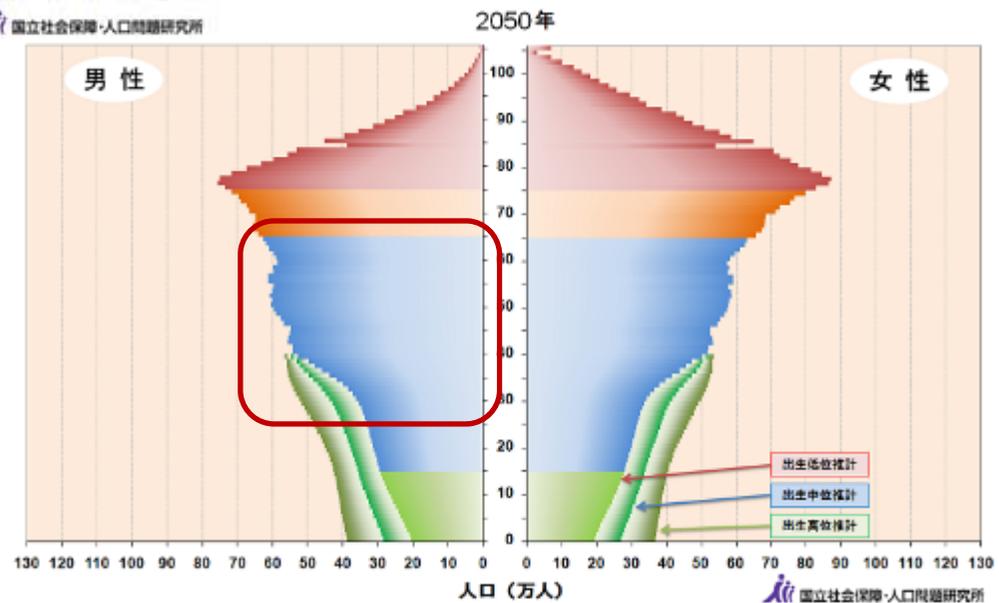
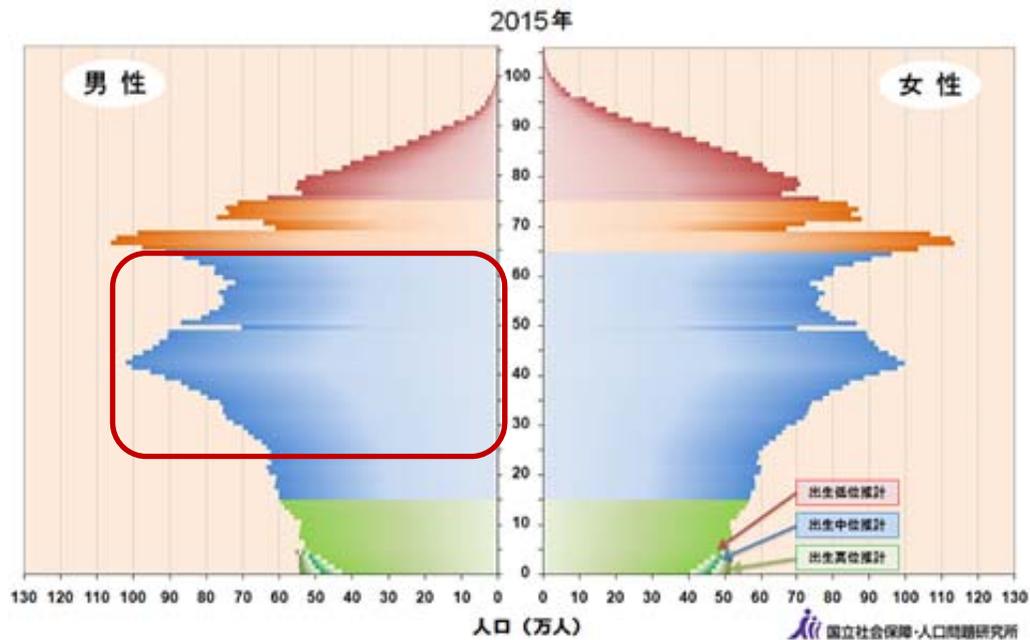
【出産前後のサポート制度】

出 産

職場復帰？

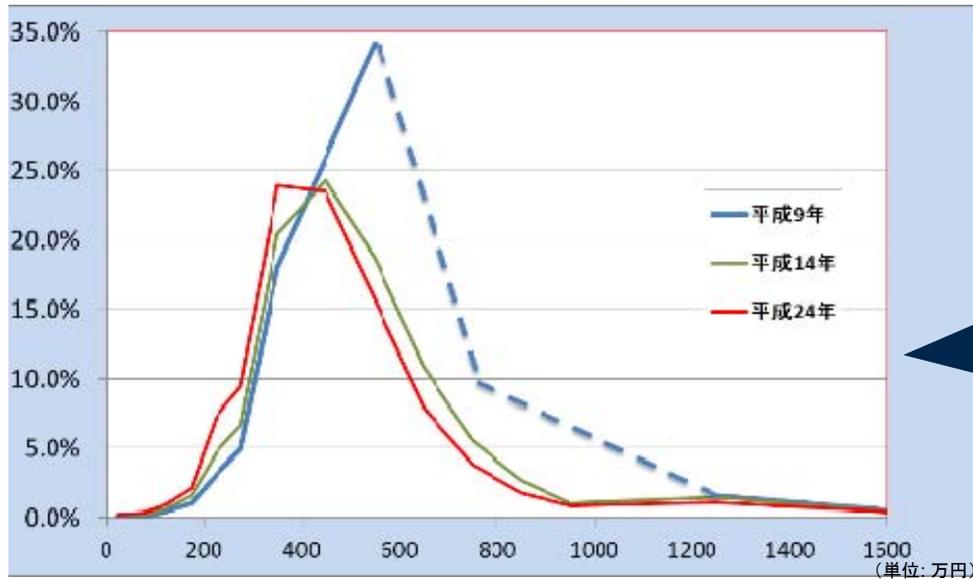
	産前 6週間	産後 8週間	出産後 8週間 ~ 子ども 1歳	子ども 1歳~
休業制度	産前・産後休業（女性のみ）		育児休業（男女） ※出産日から子どもが1歳まで ※夫婦の重複取得可	パパ・ママ 育休プラス ※男女ともに育休を取得する場合は 1歳2ヶ月になるまで取得可能 ※保育園に入所できない等の事情が ある場合、1歳6ヶ月まで休業延長可
給付金	出産育児一時金（健康保険） ※1児につき原則42万円支給	出産手当金（健康保険） ※産前・産後休業の期間、 賃金の3分の2相当支給	育児休業給付金（雇用保険） ※育児休業開始後180日までは休業開始前賃金の67% その後は50%支給（180日まで284,415円、その後は212,250円が上限）	<p>出産直後の長期取得を誘導 男性が取得する場合、給付金の率または上限額を アップする等のインセンティブ</p> <p>男性が取得する場合、給付金の率または 上限額をアップする等のインセンティブ</p>
負担軽減	使用者・労働者ともに社会保険料免除		育児休業中は使用者・労働者ともに支払免除	

＜意識改革の参考資料＞ 片働きでは社会も家計も維持不能



資料：1920～2010年：国勢調査、推計人口、2011年以降：「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」。

＜意識改革の参考資料＞所得分布の変化

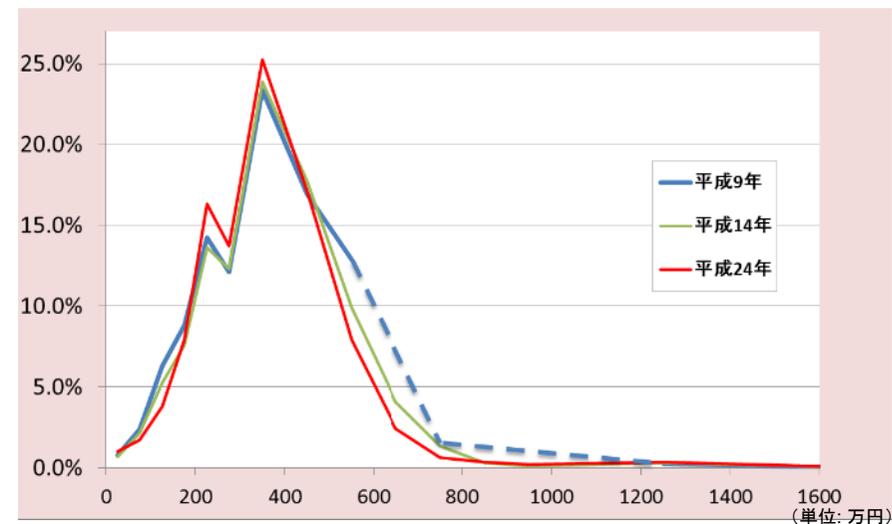


長期的な収入低下の要因

- ・人口減少 & 少子高齢化
- ・IT化
- ・グローバル化
- ・株主重視

「就業構造基本調査」(総務省) をもとに(株)プラチナ・コンシェルジュにて作成
(雇用形態は、正規・非正規会社員・自営業含む)

※ 平成9年は、他の年と600万円以上の所得帯が異なるため、便宜的に点線で結んでいる。



制度改正による手取り額の推移

(単位:円)

	2010年 (H22年)	2011年 (H23年)	2012年 (H24年)	2013年 (H25年)	2014年 (H26年)	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (H32年)				
額面収入	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000				
社会保険料	893,487	708,585	723,910	732,758	745,858	751,205	755,053	783,901	788,851	788,851	788,851				
所得税	98,800	97,100	98,300	97,800	97,100	98,800	98,800	98,200	98,100	98,100	98,100				
住民税	140,500	135,000	207,200	205,000	204,700	202,800	201,800	201,300	200,000	199,700	199,700				
消費税相当額	125,988	125,888	125,988	125,988	178,455	195,951	195,851	195,951	195,951	204,727	231,055				
児童手当(子ども手当)	284,000	284,000	240,000	240,000	280,000	248,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000				
手取り金額	4,244,285	4,229,387	4,008,822	4,078,474	4,033,888	3,899,244	3,890,588	3,902,848	3,881,089	3,972,822	3,948,284				
前年との差額		14,898	142,745	8,140	44,585	34,845	8,848	7,848	1,550	8,478	28,328				
額面収入	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000				
社会保険料	1,367,280	1,393,032	1,427,281	1,444,533	1,470,285	1,480,537	1,487,790	1,505,042	1,510,793	1,510,793	1,510,793				
所得税	544,900	691,700	684,900	695,800	690,800	688,400	687,000	683,300	682,300	682,300	682,300				
住民税	520,100	509,100	572,500	569,100	568,500	565,800	564,800	564,100	562,300	561,800	561,800				
消費税相当額	178,653	178,653	178,653	178,653	253,091	277,904	277,904	277,904	277,904	290,550	328,486				
児童手当(子ども手当)	234,000	294,000	170,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000				
手取り金額	7,623,067	7,621,515	7,306,666	7,231,914	7,137,624	7,107,359	7,102,506	7,089,654	7,086,703	7,074,557	7,036,621				
前年との差額		-101,552	-214,849	-74,759	-94,290	-30,265	-4,853	-12,852	-2,951	-12,146	-37,938				
額面収入	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000				
社会保険料	1,722,895	1,753,923	1,787,899	1,818,377	1,847,805	1,855,585	1,859,084	1,877,543	1,883,702	1,883,702	1,883,702				
所得税	1,518,800	1,759,300	1,744,800	1,775,100	1,784,800	1,781,900	1,811,100	1,838,700	1,838,700	1,838,700	1,838,700				
住民税	864,300	848,800	1,011,500	1,007,100	1,008,200	1,003,100	1,002,300	1,017,000	1,025,100	1,024,500	1,024,500				
消費税相当額	220,173	220,173	220,173	220,173	311,911	342,481	342,481	342,481	342,481	350,415	408,185				
児童手当(子ども手当)	234,000	294,000	170,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000				
手取り金額	10,008,032	10,612,004	10,385,628	10,301,250	10,189,884	10,158,924	10,105,045	10,044,286	10,032,007	10,018,883	9,888,913				
前年との差額		-198,028	-218,378	-84,370	-111,588	-32,780	-51,879	-80,779	-12,258	-15,324	-47,770				
変更・導入される内容		・4月から児童手当から子ども手当に制度変更、13,000円/月受給開始	・6月から住民税の年少扶養控除、特定扶養控除の上乗せ部分廃止	・10月から子ども手当額変更、10,000円/月	・6月から住民税の年少扶養控除、特定扶養控除の上乗せ部分廃止	・6月から新児童手当の所得制限開始	・1月から所得税の高所得者の給与所得控除を縮小(上限245万円)	・所得税の復興増税課税により税率21.8%上乗せ(25年間)	・6月から住民税の高所得者の給与所得控除を縮小(上限245万円)	・住民税の復興増税課税により均等割り1000円上乗せ(6月から10年間)	・子育て世帯に対する臨時特例給付措置として児童手当受給対象者につき1万円の給付金支給(所得制限世帯は除く)	・4月から消費税を8%→9.1%に	・1月から所得税の高所得者の給与所得控除を縮小(上限230万円)	・6月から住民税の高所得者の給与所得控除を縮小(上限230万円)	・10月から消費税を10%に引上げ(軽減税率対象品目は税率8%に据え置き)

2010年との差額

▲30万円!

▲59万円!

▲84万円!

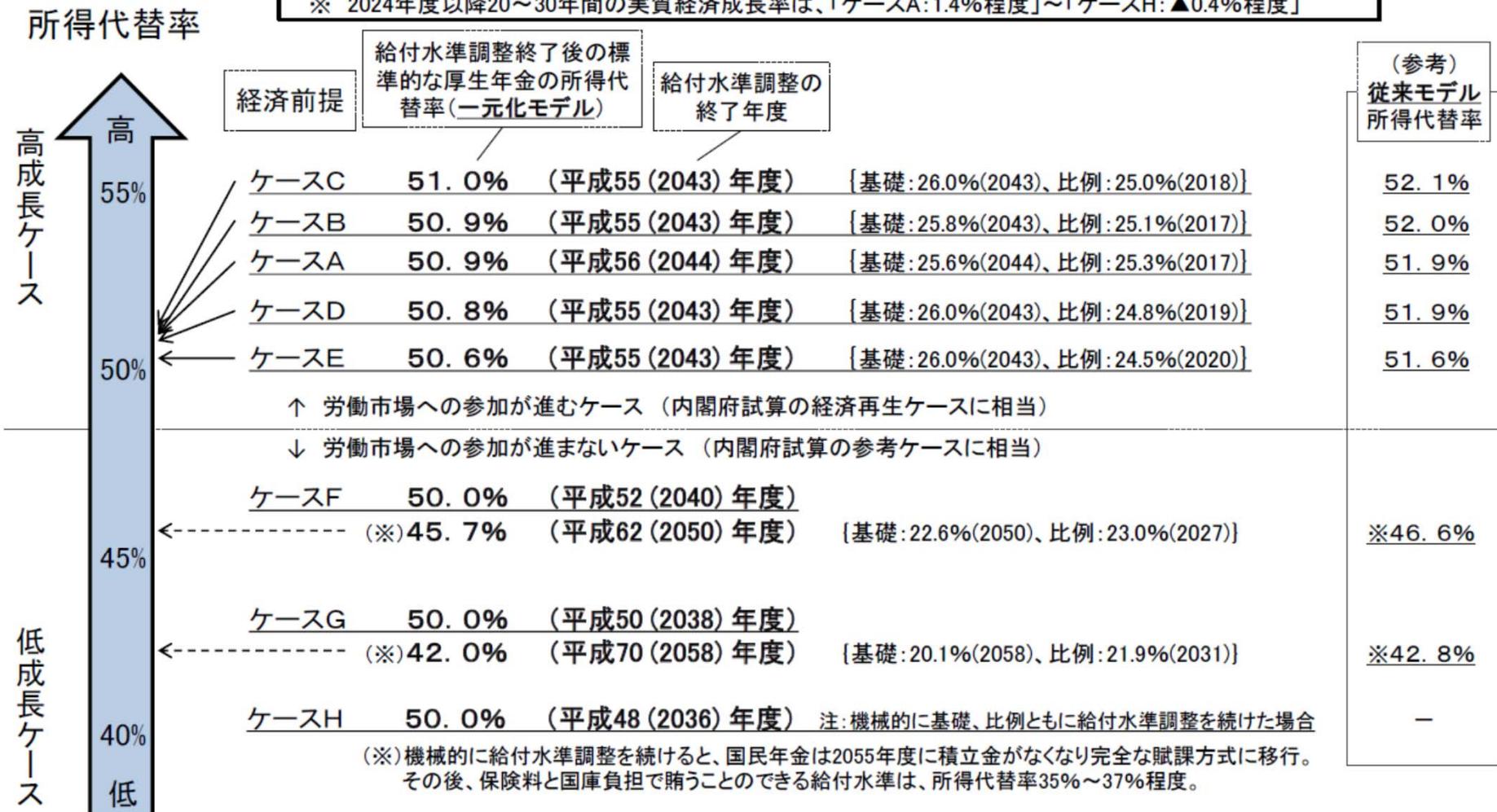
<試算の前提条件>

- ・家族構成は会社員の夫(年齢40歳以上)、専業主婦の妻、小学生の子ども2人。年数経過による年齢の変化は考慮しないものとする。
- ・年収は変更なし。社会保険料は2010年から2016年まで各年で採用された保険料率で計算し、2017年以降は2016年の保険料率に厚生年金保険料率を2017年までは0.177%、2018年は0.059%(従業員負担分)を上乗せして試算。ボーナスは年3.6か月分とし、年金と健康・介護保険料はそれぞれ標準報酬月額と賞与額の上限を設定を用いて試算している。
- ・各種社会保険料、所得税・住民税は計算料率の変更時期は考慮せず、該当年の給与収入分に掛る1年分の額をとして試算。
- ・配偶者控除、扶養控除、基礎控除、生命保険料控除(所得税5万円、住民税3.5万円)を所得より控除して税額を試算。
- ・消費税は総務省家計調査(2015年 総務省 家計調査「十分位階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出(総世帯のうち勤労者世帯)」のデータを元に年収に応じた消費支出額より消費税率変更の時期を考慮して消費税額を算出。2019年10月以降の消費税額については軽減税率対象品目(税率8%)も考慮して消費税額を試算している。
- ・児童手当(子ども手当)は記載の制度変更時期を考慮して年額を試算。2012年以降所得制限世帯には特別給付として子ども1人当たり5千円が支給されるとして試算。
- ・児童手当額には児童手当受給世帯に対して2014年は子ども1人あたり1万円、2015年は3千円の臨時特例給付金を加算している。(所得制限世帯は除く)
- ・この試算は物価変動の影響は受けないものと仮定して可処分所得(手取り額)の試算を行っている。

<意識改革の参考資料> 高成長でも年金価値は2割減少

現在
62.7%

人口の前提： 中位推計(出生中位、死亡中位)
 経済の前提： 高成長(ケースA)から低成長(ケースH)まで様々な仮定
 ※ 2024年度以降20~30年間の実質経済成長率は、「ケースA: 1.4%程度」~「ケースH: ▲0.4%程度」



※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

(出所 : 厚生労働省 平成26年6月3日 「国民年金及び厚生年金に係る 財政の現況及び見通し ー平成26年財政検証結果」)

<意識改革の参考資料> 「CFシミュレーション」の前提

【共通の前提】

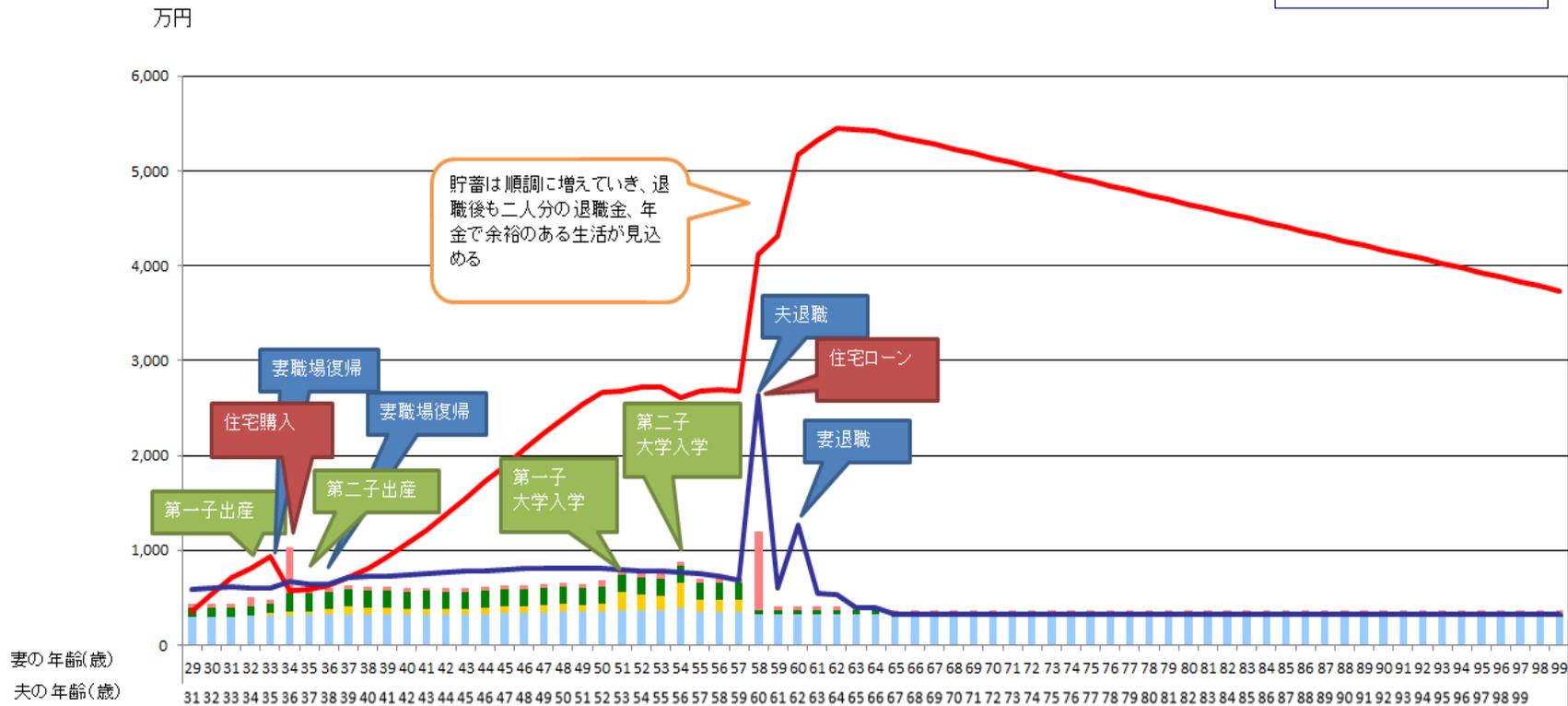
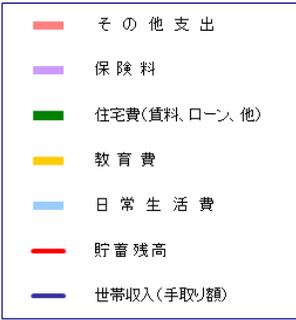
現在の貯蓄残高	200万円(結婚直後)			
住居費	当初の家賃 8万円/月 → 5年後マンション購入後はローン以外に管理費、修繕積立、固定資産税で年間40万円見込む			
生活費	現在25万円/月(その後は働き方、子どもの成長によってそれぞれ調整)、その他年間40万円			
	妻退職後は、それまでの生活費の9割で暮らす			※物価上昇率は見込んでいない
出産育児一時金	それぞれ42万円 (一時的な収入)			
出産費用	第一子60万円、第二子50万円		※保育料試算(東京23区)	
子どもの進路	公立→大学 私立文系			
児童手当	考慮あり (その他継続的な収入に含める)			
夫の収入	年収カーブに乗せて増減させる(1.6倍)		※妻の働き方で配偶者の扶養控除を考慮、子どもの扶養控除は考慮せず	

【ライフスタイルごとの前提】

	ライフイベント	ずっと正社員	出産退職後契約社員	出産退職後、パート	出産退職後、専業主婦
現在	夫: 31歳 会社員 妻: 29歳 会社員	450万円(額面)	450万円(額面)	450万円(額面)	450万円(額面)
		300万円(額面)	300万円(額面)	300万円(額面)	300万円(額面)
3年後	妻: 32歳 第一子出産	産休・育休中 67%の収入(98+180日) 1歳まで50%	退職(退職金100万円)	退職(退職金100万円)	退職(退職金100万円)
		1年半後 復帰(育休前の収入) 保育園 4万円(2歳まで) → 3万円			
5年後	マイホーム取得	物件価格3500万円 (ローン)	30年 金利固定2% ※ボーナス返済なし	※退職金で一括返済(60歳 800万円)	
	頭金+一時費用		300万円+150万円=450万円		
	ローン借入額		3200万円		
	ローン返済額		142万円/年 (~59歳まで)	※住宅ローン控除は見込んでいない	
6年後	妻: 35歳 第二子出産	産休・育休中 67%/8週+180日 1歳まで50%			
		1年半後 復帰(育休前の収入) 保育園 4万円(2歳まで) → 3万円	保育園 3万円(2歳まで) → 2万円		
		妻の収入; 賃金カーブにのせる(1.1倍)	妻37歳で契約社員で復帰 年収220万円(額面)	妻39歳でパートで働く 年収100万円(扶養範囲)	
			妻 60~65歳 150万円(額面)	妻 60~65歳 100万円	
65歳	夫婦ともに65歳で退職 (退職金は60歳)	夫の退職金: 2000万円 妻の退職金: 700万円	夫の退職金: 2000万円 妻退職金なし	夫の退職金: 2000万円 妻退職金なし	夫の退職金: 2000万円 妻退職金なし
	年金受給開始 (手取額)	夫: 180万円 妻: 144万円	夫: 180万円 妻: 116万円	夫: 180万円 妻: 89万円	夫: 180万円 妻: 89万円

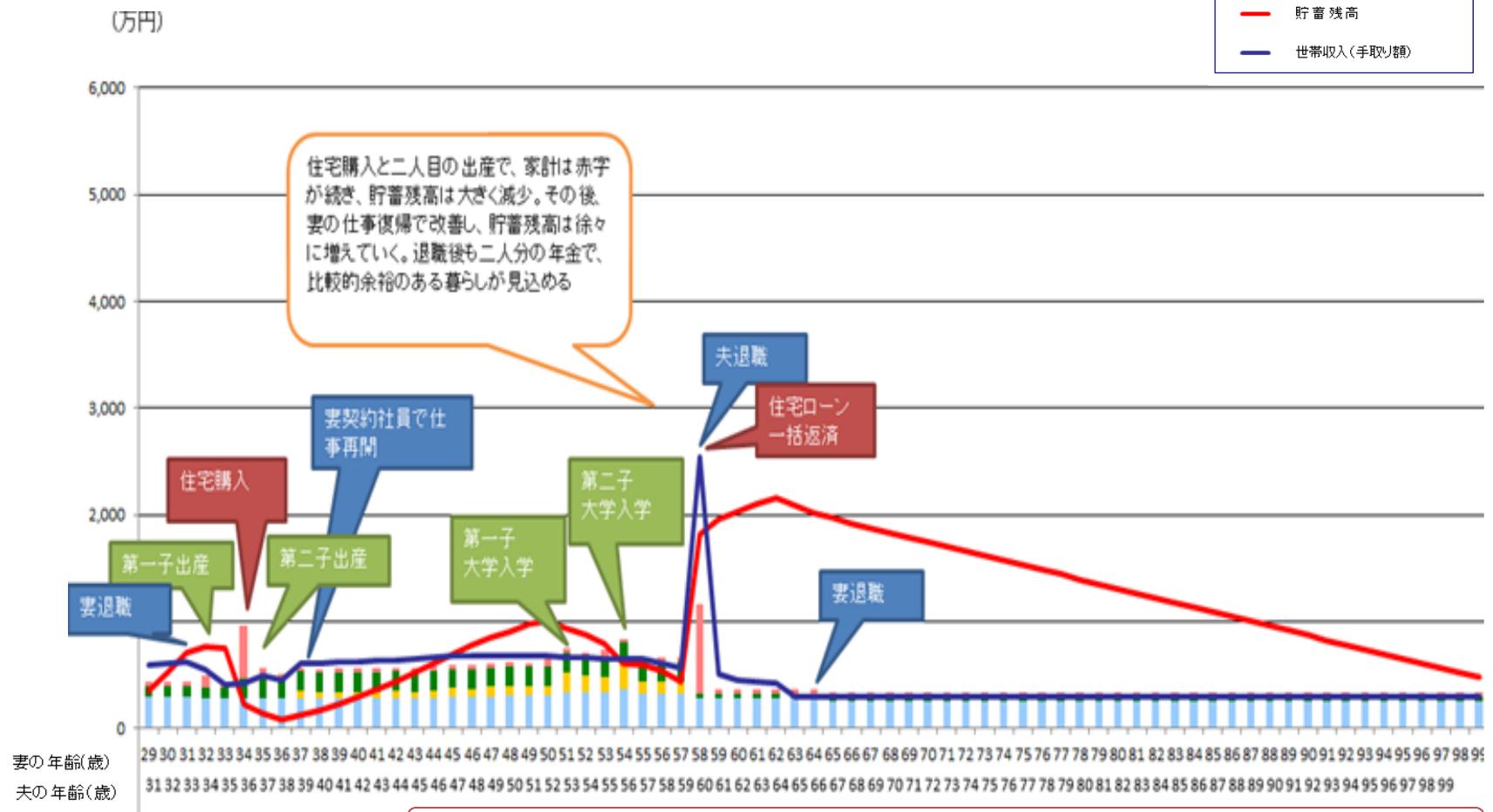
妻の働き方で変わるCFシミュレーション

ずっと正社員



妻の働き方で変わるCFシミュレーション

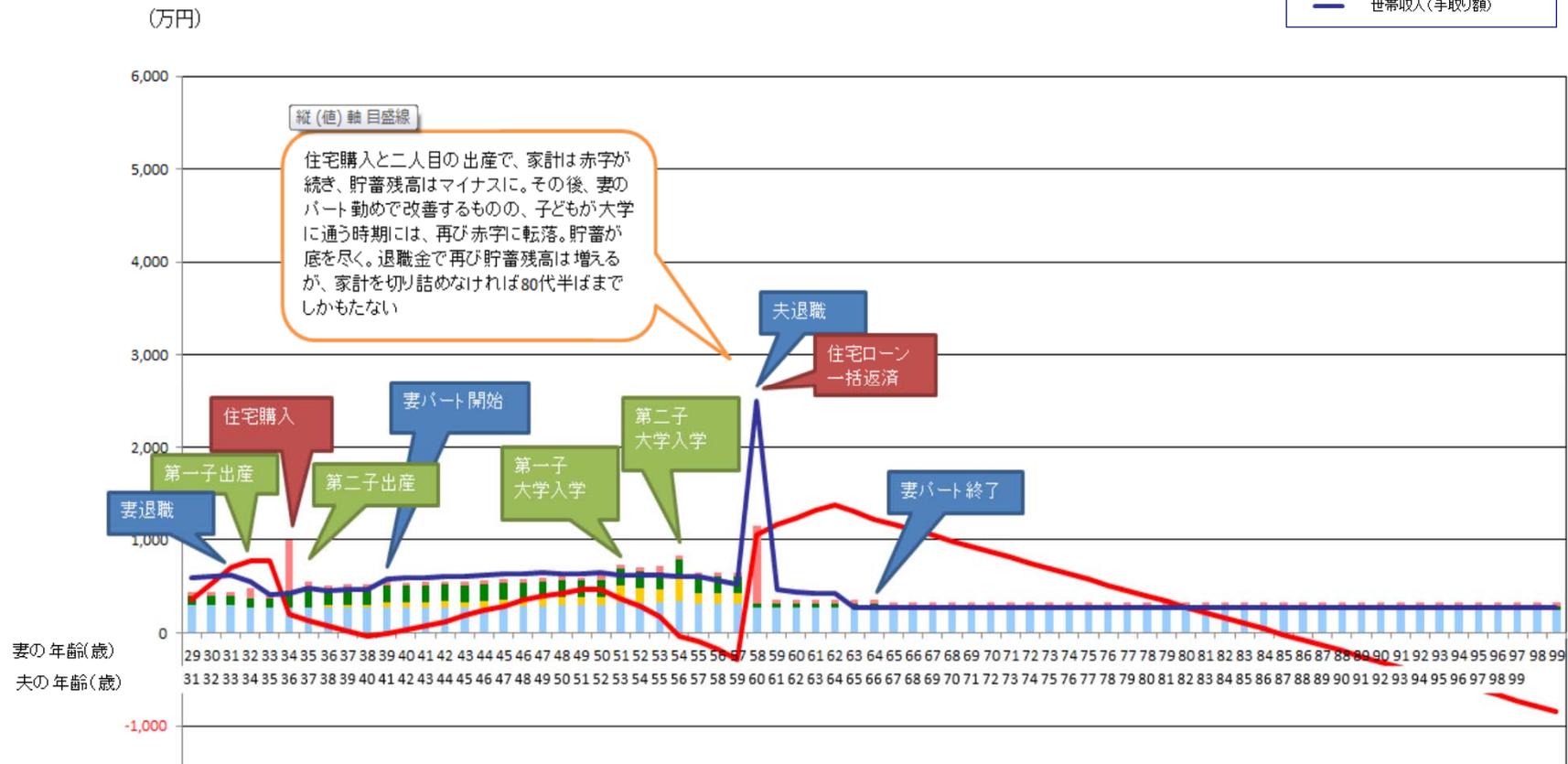
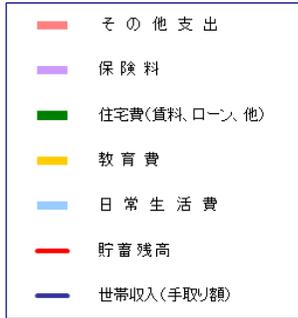
出産退職後、契約社員



(株式会社プラチナ・コンセルジュ試算 日本経済新聞出版社刊 「働く女性の結婚」より再掲)

妻の働き方で変わるCFシミュレーション

出産退職後、パート勤務



妻の働き方で変わるCFシミュレーション

出産退職後、専業主婦

